

## 1. 趣旨

この基準は、長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員、学生が、自覚と責任を持った上で、ソーシャルメディアを適切に利用し、その有用性を活用できるよう、ソーシャルメディアを利用するに当たっての基本的な考え方や留意点を以下のとおり定めたものである。なお、本ガイドラインはソーシャルメディアの特性上、社会情勢などに合わせて随時見直しを行うこととする。

## 2. ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、インターネット上のウェブサービスを利用して、不特定多数のユーザに情報を発信、共有、拡散することによってコミュニケーション活動を行うことが可能な情報の伝達手段をいう。

## 3. 遵守事項

ソーシャルメディアにおいて情報発信を行う場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、発信する情報の内容や目的を十分に検討し、適切なものとする。

- 1) 個人情報（氏名、人物写真、画像、その他の記述等により特定の個人を識別できる情報）は発信しない。ただし、個人情報を発信する必要がある場合は、事前に本人の同意を得ること。その場合でも、情報を削除しても当該利用サービス以外に第三者によって保存され、消去できないことがあることに留意すること。
- 2) 他の著作者が作成した写真若しくはイラスト又はその他の著作物を利用する場合、利用規約等における著作権等に関する記述に記載されている内容を遵守するとともに、当該著作物の出典を明確に記載すること。
- 3) 本校を代表し情報発信をしたと受け取られる可能性があることを十分に自覚し、本校の教職員・学生として責任をもって利用すること。
- 4) 基本的人権を尊重し、異なる意見や考え方を許容する姿勢を持つこと。
- 5) 授業や研究で知り得た守秘義務のある情報や職務上知り得た守秘義務のある情報を発信しないこと。
- 6) 自身や本校の名誉と信頼を損なうような、虚偽の情報や誤解を招く情報を発信しないこと。
- 7) 本校に関する内容について個人的意見や見解を発信する場合は、本校の教職員・学生であることを明らかにした上で、自身の意見や見解が本校を代表・代弁することではなく、自身の意見や見解であることを明確にすること。
- 8) 本校ホームページから得た情報や高専機構テナントより発行されているメールアドレスや電話番号等本校の連絡先を無断で掲載したり、営利目的に使用したりしないこと。
- 9) 上記遵守事項に違反した場合、その内容を踏まえ、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則、本校学則、学生の懲戒に関する取り扱い要項等により、厳正に対処する場合がある。

## 4. 管理体制

本ガイドラインは広報戦略室で管理する。本ガイドラインに照らし、ソーシャルメディアの利用に重大な違反や不正利用などが判明した場合は、情報の削除又は必要に応じてアカウントの停止又は廃止を行う、または求めることがある。

## 5. その他

本校では公式 SNS として動画配信に YouTube\*を利用している以外には、X(旧 Twitter)および Instagram 等による公式での情報発信は行っていない。本校の公式発表・見解は、原則として本校公式ウェブサイト (<https://www.nagaoka-ct.ac.jp/>) により行う。

\*【公式】長岡工業高等専門学校 Youtube チャンネル (<https://www.youtube.com/@公式長岡工業高等専門>)